

# ◎ 本 会 消流雪用水の取扱いに関する通達について

－ 通達内容のQ & A －

本協議会では、先に建設省から関係道府県等に通達された「消流雪用水の取扱いについて」に関し、現地の関係者が今後、同通達を運用するうえで、円滑に実施できるよう、その参考に資するため、本協議会事務局から同通達の内容に関する疑問点等を建設省に提示し検討を依頼してきました。

そして、この程、同省河川局水政課並びに開発課担当官よりその回答を得て次のとおり、とりまとめましたのでご紹介します。

## 消流雪用水の取扱いに関するQ & A

Q	A
<p>1. 通達記1の(1)について</p> <p>(1) 流域等における消流雪用水需給見通しの把握及び消流雪用水需給計画の策定は、通達後の消流雪用水に係る水利使用許可の前提となるのですか。</p> <p>(2) 通達記1の(1)は、引当て水源を持たない豊水水利権の処分に止まらず自流・ダム乗り等の新規処分、既水利権の更新時にも適用されるのですか。</p>	<p>(1) 1の(1)は、あくまでも河川管理者側で需給見通しの把握を行い、需要計画の策定を行うものであり、申告者側に特段の負担を求めるものではありません。水利使用許可にあたっては、従来より河川の流況、既得水利使用や新規用水需要の状況等水需要バランスを勘案しつつ行っていますが、消流雪用水については、今般、豊水取水を特例として認めたことから、迅速かつ合理的な水利調整を行うため、特に需要見通しの把握についての通達の内容としたものです。</p> <p>このように「消流雪用水需要計画」は消流雪用水の水利使用許可申請に対する審査を適格に行うため、また、申請者から相談を受けたとき、的確なアドバイスができるよう、基礎資料として河川管理者自から策定するものであり、計画の策定が、個別の許可の前提となるわけではありません。</p> <p>(2) 消流雪用水全体に適用されます。その趣旨は(1)のとおりです。</p>

Q	A
<p>(3) 流域等における消流雪用水需要見通しの把握及び消流雪用水需要計画の策定は、河川管理者の事務とされていますが、運用では消流雪用水事業計画等の集約は、申請者に求められるのではないですか。</p>	<p>(3) 1(1)は、河川管理者が行うべきことを定めたものです。</p> <p>ただし、事業計画、必要水量等については、申請予定者から情報を提供していただくこととなります。その内容は計画策定時点で把握できる程度のもとならざるをえませんが、事業計画が確実にされた時点で河川管理者へ早めに情報を提供してもらうことが望ましいです。</p>
<p>(4) 流雪用水事業計画の策定は、少なくとも道路管理者、土地改良区の協力は不可欠であり、これらの関係機関との共同事務とすべきではないですか。</p> <p>これら関係機関との調整は、どうなっていますか。</p>	<p>(4) 事業計画の策定は、あくまでも消流雪施設の整備主体、地元市町村等の申請者側で行うものです。実際に申請の段階になった際には、河川管理者は、審査を通して適正な水利用がなされるよう指導していくこととなります。</p>
<p>(5) 流域単位の事業計画の調整や水開発・配分計画の策定は、今後不可欠の課題と考えられますが、現状は一部の自治体で施行され始めたばかりで問題点の整理すら行われておりません。</p> <p>また、市町村等の消流雪用水事業計画の策定状況を見ると、将来計画を持たない団体がほとんど（例外的に策定されていても財源等公的担保を持っていない）と見られます。かかる状況の中で通達記1の(1)にあるように現状で水利行政に持ちこむのは時期早尚の感があり、消流雪用水需給見通しの把握及び消流用水需給計画の策定が不可能となるか、現実離れしたものになるかの恐れがありませんか。</p>	<p>(5) (1)～(4)の回答と同様。</p>

Q	A
<p>2. 通達記1の(2)について</p> <p>(1) 施設利用の権限については、所有権を求めるケースが想定されますか。</p> <p>(2) 消流用水事業計画に当たって、河川流水以外の利用の指導があるようですが、様々な形態での農業用水を利用する場合の水利使用許可はどのような扱いになりますか。</p> <p>(3) 消流雪水の必要取水量については、諸条件を勘案した合理的算定の指導があるようですが、今後地域の経験式に依拠することになりますか。それとも河川管理者から新たに算定式が示されますか。</p>	<p>(1) 所有権を必要とするものではなく、利用権（賃貸借、使用貸借）で足りる。その場合、利用に関する権利関係、水管理の方法が明確にされていることが必要です。</p> <p>(2) 農業用水として、水利使用許可を取り、利用していたものを消流雪水として利用する権利を得ようとする場合は、水利使用の目的変更にあたり、消流雪水目的の新規の水利権を取り直す必要があります。</p> <p>(3) 消流雪水の必要水量の算定にあたっては、例えば「流雪溝設計運営要領（北陸地方建設局監修）」、「積雪寒冷地における流雪溝マニュアル（案）（北海道開発局監修）」等、既に参考となる設計要項があることから、河川管理者として新たな算定式を示すことは当面考えていません。ただ、地域の特性を考慮した合理的な方法が他にあれば、そちらによることも可能であると考えています。</p>
<p>3. 通達記1の(3)について</p> <p>(1) 引当て水源を有しない豊水水利権の特例措置は、運用に当たり当該河川に河川開発計画があっても消流雪水事業計画に必要な豊水流量があれば許可するのですか。（10月21日付け自民党雪寒地帯委員長・小委員長通達ではそのように読める）それとも開発計画が想定される河川では許可しないことになりますか。（関連事務連絡では、このように読める）</p>	<p>(1) 豊水取水に係わる水利使用の許可にあたっては、水資源開発計画によって生み出される水量を引当て水源とすることが原則であることから、消流雪水のための容量が確保できる水資源開発計画が存在する場合には、当該計画への参画の検討をお願いすることとなります。これは、豊水取水では、取水が困難な事態が生ずる場合がありますが、水資源開発計画に参画することによって、こうした事態を回避でき、安定した取水が可能となることか</p>

Q	A
<p>(2) 取水制限流量は、取水地点での確保流量を指しますか。(維持流量のみではない) 取水制限流量 <math>2.0 \text{ m}^3/100 \text{ km}^2</math> は、どのような基準で設定されたのですか。</p> <p>豪雪地帯中小河川での冬期豊水状況に照らして出現頻度はどうですか。</p>	<p>ら、申請者にとっても大きなメリットがあると考えられるからです。ただし、諸般の事情から、当該計画への参画ができない場合、豊水取水が可能であれば、本通達に基づき水利使用の許可を行うこととなります。</p> <p>(2) 取水制限流量は、減水区間における河川維持流量及び既得の水利権量を同時に満たす量(正常流量)として設定したものです。</p> <p>取水制限流量は <math>2.0 \text{ m}^3/\text{s}/100 \text{ km}^2</math> は、全国の多数の正常流量のデータを集計し、検討した結果、これを確保すれば減水区間における河川維持流量及び既得の水利権量を侵害することはないと判断できる量です。オーソライズされた河川維持流量のデータが存在しない場合、今後、長期にわたり流況データを収集し検討しなければならない事態となるので、これを回避し、許可、承認事務の簡素化、迅速化、負担の軽減を計るため、設定したものです。</p>
<p>(3) 総取水量表示の目的は何ですか。</p>	<p>(3) 総取水量表示はより有効な水利使用の実現を目指すものであり、特に消流雪用水の運用に当たっては、事業計画にもあるとおり除排雪地域を分割設定し、ローテーションを組んで除排雪するため、それに合わせて時間取水する運用形態が多数見受けられます。したがって、1日当たりの総取水量の表示が必要となります。</p>
<p>(4) 関係河川使用者の同意は必要ですか。</p>	<p>(4) 減水区間において損失を受ける可能性がある既得水利権者、漁業権者及び入漁権者等の関係河川使用者の同意を得ることは、通常の水</p>

Q	A
<p>(5) 許可期間終了後の水利使用申請に当たっては、どのような点が審査対象となりますか。</p> <p>(6) 排水の質の規制対象は消流雪用水の性格上どんな項目が考えられますか。また、施設によって（流雪溝と消雪パイプ）異なるのではありませんか。</p> <p>更に、脱スパイクの進展を考慮すると排水の質の規制は必要ないのではありませんか。</p>	<p>利使用の許可の場合と同様に、消流雪用水に係わる水利使用の許可にあたって必要となります。</p> <p>(5) 許可期間終了後の水利使用の申請には、継続的な取水が必要か、河川の流況等から判断して取水が可能か、また、消流雪用水事業計画の見直しに伴う取水量の変更がないか、安定的水源が確保できないかなどの検討が必要となります。</p> <p>(6) 排水の水質の検査項目は、消流用水の水利使用の許可にあたって従来より対象とされているPH、BOD、SSを考えており、原則として月1～2回測定し、月ごとにとりまとめて翌月に報告を受けることとしています。</p>